

訪問看護ステーションきらきら運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団恵隆会が開設する訪問看護ステーションきらきら（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1) 看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- 2) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 訪問看護ステーションきらきら
- 2) 所在地 千葉県市川市大野町2丁目105-1

(職員の職種・員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者 : 看護師 常勤 1名
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- 2) 職員 : 看護師 常勤換算方法 2.5名以上
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日および営業時間)

第5条 ステーションの営業日および営業時間は、事業者恵隆会職員就業規程に準じて、定めるものとする。

- 1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間 : 午前9時から午後5時までとする。
- 3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- 3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから市川市医師会地域医療支援センターに主治医の選定を依頼する。
- 4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

(指定訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1) 症状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事および排泄等日常生活の世話
- 4) 褥創の予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) ターミナルケア
- 7) 認知症患者等の看護
- 8) 療養生活や介護方法の指導
- 9) カテーテル等の管理
- 10) その他医師の指示による医療処置

(通常の事業実施地域)

第8条 市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市

(緊急時等における対応方法)

第9条

- 1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2) 看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(介護保険法の指定訪問看護の利用料)

第10条

- 1) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割及び3割の額とする。
- 2) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。保険適応外の利用契約は、その内容・利用料金についてあらかじめ利用者や家族に対し説明し、同意を得て契約するものとする。

3) 実施地域以外の訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- a) 通常の実施地域外から 5 km未満 : 片道 100 円
- b) 通常の実施地域外から 5 km以上 10 km未満 : 片道 200 円
- c) 通常の実施地域外から 10 km以上の場合 5 kmにつき : 片道 100 円追加

4) 日常生活上必要な物品 実費

5) 死後の処置料 13,000 円

(記録)

第 11 条

- 1) 事業者は、利用者のために訪問看護の記録を整え、この契約が終了後も 2 年間は記録を保管する。また、事業者は利用者の求めがあった場合、その記録を事業所内での閲覧に応じる。

(衛生管理)

第 12 条

- 1) 管理者看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2) 管理者は、ステーションにおいて感染症が発症し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - a) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - b) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - c) 感染症に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(虐待の防止の措置及び身体拘束の廃止に関する事項)

第 13 条

- 1) 事業者は、虐待の発生又はその再発の防止及び身体拘束を廃止するため、次の措置を講ずる。
 - a) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年 1 回定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - b) 虐待の防止及び身体拘束の廃止のための指針を整備する
 - c) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回定期的実施する。
 - d) 上記 a) から c) までを適切に実施するための担当者を置く。
- 2) 訪問看護等の提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3) 利用者の身体的拘束について
 - a) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない
 - b) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1) 看護師に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする
- 2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行うものとする

(その他の運営についての留意事項)

第 15 条

- 1) ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団恵隆会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正して施行する。

この規程は 平成 21 年 7 月 20 日から改正して施行する。

この規程は 平成 22 年 5 月 23 日から改正して施行する。

この規程は 平成 31 年 4 月 17 日から改正して施行する。

この規程は 令和 6 年 3 月 10 日から改正して施行する。

この規程は 令和 6 年 10 月 24 日から改正して施行する。

この規定は 令和 7 年 4 月 1 日から改正して施行する。